

《Tom's Smile Gym ご利用規約》

施設名：Tom's Smile Gym（以下、本クラブといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は Tom's Smile Gym が行います。

第2条

本クラブにご入会およびご利用できる方は、中学生年齢以上の方で、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾し、医師から運動を禁じられていない方とします。

また、暴力団員・構成員・反社会的組織またはグループおよびその関係者、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会ができません。

また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条

本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条

会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第5条

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

会員資格の一時停止

1. 本クラブの施設・機材を故意に毀損した場合で、弁償に応じ原状復帰するまで。
2. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
3. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。

除名

1. 本クラブの定める会費・諸費用を、3ヶ月以上滞納し催促に応じないとき。（法的手続きに移行）
2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損した場合で、弁償に応じないとき。（法的手続きに移行）
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に意図的に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
6. 会員としての品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 相応の大きさの入れ墨またはタトゥーが判明したとき。
8. その他、本クラブが社会通念に照らし本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。（月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合でも支払い義務が発生します。）

各会費のプラン回数を消化しきれなかった場合は、その分を翌月に繰り越すことができますが、3か月以上経過

してもその繰り越しを消化できない場合は消滅することになります。

第7条

会員は、各月の月末日までに会費のプラン変更を申し出て当ジムが申し出を受理した場合、翌月から会員種類の変更をすることができます。なお変更の申し出を受理したことが確認できない場合は、本クラブの事務手続き上難しい場合に限り翌々月の変更扱いになります。

第8条

会員は、各月の月末日までに退会を申し出て当ジムが申し出を受理した場合、その月末限りで退会することができます。なお退会の申し出を受理したことが確認できない場合は、会費の支払義務は発生するものとします。

第9条

本クラブは、原則年中無休とします。

また、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関するお知らせは、原則として2週間前までに会員に対しお知らせします。

ただし、施設安全管理上、緊急工事が必要な場合などが発生した場合には、あらかじめお知らせすることなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第10条

本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事实施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第11条

本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに会員に対しお知らせします。

第12条

当ジムは、会員個人が独占して利用するジムのため、利用する会員の方のモラルが強く求められます。

下記の「ご利用上のお願い」と「トレーニング中の禁止行為」を十分にご理解の上、ご利用いただきます。

【ご利用上のお願い】

1. 当ジムは、トレーニング目的、トレーニングの写真・動画撮影目的以外の利用はできません。
2. 当ジムは、小学生以下の方の利用はできません。中学生は、保護者同伴にて利用可能です。
3. 入室は利用する方のみで、原則2名までとなります。
4. 当ジムを利用される前の検温で、37.5℃以上ある場合は利用できません。
5. 当ジム内及び建物、敷地内は、全面完全禁煙です。また、当ジム内では飲み物以外の食事は禁止です。
6. 当ジムへの入室は、予約開始時間5分前から可能ですが、予約時間前の時間帯を利用している方がいる場合は、その方が退出するまでお待ちください。
7. 契約終了時間が退室時間となりますので、時間厳守で退室をお願いします。
8. 入室後はドアの鍵は自動で施錠しますが、防犯に努めてください。
9. 貴重品の管理は自己責任とし、紛失等に関する責任は負いかねます。
10. 使用するマシン、器具、ベンチ等は、感染予防の観点から備え付けの消毒液で消毒後、ご使用ください。
11. 使用したプレート、ダンベル、その他の備品は、所定の位置に戻してください。

12. 当ジム内の器具やマシンやその他の設備、備品とトイレ・着替えスペースの設備、備品を破損させ、または著しく汚損させた場合は全額弁償して頂きます。
13. 当ジム内で、お客様が万が一怪我をされた場合は、応急的な対応（救急車要請等）は可能な限り行いますが、その他の責任は一切負いません。
14. 当ジム内では、土足厳禁です。室内専用シューズをご用意ください。ジムの外に出られる際は、必ず外履きに履き替えてください。
15. 当ジム内では、手を洗うことはできますがシャワーはありません。トイレ兼更衣室は、ジムの外にあります。
16. ご利用後には、ペットボトルやゴミ等は、各自で必ずお持ち帰りください。
17. 当ジム内への、お子様やペットとの入室はできません。
18. その他、公序良俗に反する行為は禁止です。

★ 当ジムを利用するすべての方が、気持ち良くトレーニングをできる環境作りに、ご協力をお願いします。

【トレーニング中の禁止行為】

1. デッドリフトを行う際に、パワーラックのセーフティバーや床にバーベルを落下させ、強い衝撃を与える、または大きな音を発生させる行為
2. その他パワー系種目（スクワット、ベンチプレス、ベントオーバーローイング等）を行う際の同様の行為
3. 各マシンのウエイトスタック（錘の部分）に強い衝撃を与え、大きな音を発生させる行為
4. ダンベルを地面に放り投げる、及び乱暴に落とす行為
5. 大音量の音楽をかけるなど、騒音を出す行為

※上記の「ご利用上のお願い」と「トレーニング中の禁止行為」における諸注意事項、禁止行為を遵守頂けない場合は、退会扱いとしその後の利用ができなくなります。その場合は、会費の残金等の返金には応じません。皆様がいつまでも快適にご使用できるように、皆様方のご協力が必要となりますので、ご理解の上よろしく願いいたします。

本規約は2022年10月1日より施行します。